

## 別添 3

### パルテノン多摩・子どものエリア事業等業務委託標準要求書

1. 件名 パルテノン多摩・子どものエリア事業業務委託

2. 委託期間

委託期間は、令和9年2月1日から令和14年3月31日までとする。

3. 履行場所 多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩：東京都多摩市落合2-35）

4. 委託目的

市民の子どもの健やかな成長を支えるとともに、保護者の孤立感や負担感の緩和を図りながら、賑わい創出にも寄与することを目指し、多摩市立複合文化施設（以下「パルテノン多摩」という。）において行うパルテノン多摩・子どものエリア事業を委託する。

5. 業務内容

委託する業務の内容は次の通りとする。なお、この標準要求書に記載のない事項については、内閣府、文部科学省もしくはこども家庭庁の「地域子育て支援拠点事業実施要綱（出張ひろばを除く）」「利用者支援事業実施要綱」「一時預かり事業実施要綱」に基づき業務を行う。

(1) 子育てひろば事業にかかる業務

子ども及び保護者等に対し、遊びや交流の場を提供するとともに、子育て親子等に対する育児不安等についての相談・援助などを行う。なお、この事業の主な対象者はパルテノン多摩に来館する小学3年生以下程度の子ども及びその保護者とする。

- ① 子ども及び親子の遊びの支援や促進
- ② 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
- ③ 子育て等に関する相談及び援助の実施
- ④ 地域の子育て関連情報の提供
- ⑤ 子どもひろばに関する安全確保（管理及び指導）
- ⑥ 実施エリア内において本事業のために配置する遊具等の管理
- ⑦ その他事業運営に必要な業務

(2) 利用者支援事業にかかる業務

子育て親子や妊婦及びパートナーが地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供及び必要に応じ相談・助言等を実施する。なお、この事業の主な対象者はパルテノン多摩に来館する妊婦及びパートナー、小学3年生以下程度の子ども及びその保護者とする。

- ① 保育所、幼稚園、学童クラブ、児童館、地域子育て支援拠点など、多摩市の子育て関連

施設やその利用方法等に関する情報の提供

② 多摩市の子育て関連サービスやその利用方法等に関する情報提供

③ 子育てに関する日常的な相談及び援助の実施

(3) 講習会やイベントに係る事業

子どもの成長や保護者等の子育てに資する講習会やイベントを月2回以上実施する。実施にあたっては事業者単独でできるほか、パルテノン多摩、中央図書館、多摩中央公園及びその関係団体と連携して実施することとする。なお、この事業の主な対象者はパルテノン多摩に来館する妊婦及びパートナー、小学3年生以下程度の子ども及びその保護者とする。

① 妊婦及びパートナーを対象とした妊娠や出産に関連した講習会もしくはイベントの実施

② 子どもを対象とした講習会もしくはイベントの実施

③ 子どもの保護者を対象とした講習会もしくはイベントの実施

(4) 一時保育事業にかかる業務

保護者がパルテノン多摩の催し物を鑑賞する等の理由により、その子どもを短時間保育する事業を提供するものとして、次の各号の業務を行うものとする。事業実施にあたっては事前予約を基本とするが、予約に基づき保育を実施する際に保育人数に余裕がある場合にはその範囲において当日受付も行うこととする。なお、この事業の対象者はパルテノン多摩に来館する1歳以上で小学校就学前の児童とするほか、この標準要求書に特に記載がない事項については、別紙「多摩市パルテノン多摩こどもひろば一時保育事業実施要綱（令和4年3月7日多摩市告示第69号）」及び児童福祉法第6条の2第7項に規定する「一時預かり事業」に係る基準に基づき保育を行う。

なお、事業の利用に係る利用料として、当該利用に係る対象児童1人、1時間につき、市民は700円（申込みをした利用時間を超過した場合は、30分（超過時間に30分に満たない端数がある場合は、これを30分とする。）につき、350円）を負担しなければならない。市民でない場合には、当該利用に係る対象児童1人、1時間につき、1,000円（申込みをした利用時間を超過した場合は、30分（超過時間に30分に満たない端数がある場合は、これを30分とする。）につき、500円）を負担しなければならない。

利用料については市が券売機を設置し、運用・徴収する。

① 一時保育事業の利用申請に関する事務（広報・受付・面談・連絡等）

② 利用児童の保育

③ 利用児童の保護者に対する相談及び助言の実施

④ 一時保育事業にかかる料金の問い合わせ等の対応

⑤ その他事業運営に必要な業務

6. 事業の実施場所、実施日及び実施時間

(1) 子どもひろば事業は、パルテノン多摩4階の指定エリア等において、パルテノン多摩開館日の午前9時から午後6時まで行うものとする。

(2) 利用者支援事業は、パルテノン多摩4階の指定エリア等において、パルテノン多摩開館日

の午前9時から午後6時まで行うものとする。

- (3) 講習会及びイベントは原則としてパルテノン多摩4階の指定エリア等において、パルテノン多摩開館日の午前9時から午後6時までの間に、月2回以上行うものとする。それ以外の場所や時間に実施する場合には多摩市に事前協議を行い、承認を得ることとする。
- (4) 一時保育事業は、パルテノン多摩4階の一時保育室において、パルテノン多摩開館日の午前9時から午後6時までの間で、利用申し込みのある時間に実施する。

## 7. 職員配置等

### (1) 事業管理責任者の配置

- ① 乙は、一時保育事業の利用調整や子どもひろば事業、利用者支援事業、講習会及びイベント等の委託事業を実施するため、事業管理責任者を1人配置し、業務の日常管理運営並びに積極的な地域連携及びネットワーク構築のマネジメントの責に努めさせる。
- ② 事業管理責任者は、週40時間勤務の常勤職員とする。
- ③ 事業管理責任者は、職員配置上(2)から(4)までの各事業の担当者と兼ねることはできない。ただし、事業管理責任者としての業務に支障をきたさない範囲で、(2)から(4)までの各事業の業務に従事することはできるものとする。その場合には、事業管理責任者は各事業の担当者の条件、資格を備えていなければならない。

### (4) 子育てひろば事業担当者の配置

- ① 乙は、子育てひろば事業を担当する者として、子育てひろば事業担当者を配置するものとする。
- ② 子育てひろば事業担当者の数は、子育てひろば事業の実施時間については、2人以上とする。
- ③ 子育てひろば事業担当者は都道府県の実施する子育て支援員研修（地域子育て支援コース）を修了し、育児、保育に関する相談・援助等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した者とする。
- ④ 子育てひろば事業担当者は非常勤職員でも差し支えないものとする。

### (3) 利用者支援事業担当者の配置

- ① 乙は、利用者支援事業を担当する者として、利用者支援事業担当者を配置するものとする。
- ② 利用者支援事業担当者は、週40時間勤務の常勤職員とし、都道府県の実施する子育て支援員研修（地域子育て支援コース）を修了した者とする。
- ③ 利用者支援事業担当者は、職員配置上(2)から(4)までの各事業の担当者と兼ねることはできない。ただし、利用者支援事業担当者としての業務に支障をきたさない範囲で、(2)から(4)及び(5)の各事業の業務に従事することはできるものとする。その場合には、利用者支援事業担当者は各事業の担当者の条件、資格を備えていなければならない。

### (4) 一時保育事業担当者の配置

- ① 乙は、一時保育事業における児童の保育を担当する者として、一時保育事業担当者（以

下「一時保育担当者」という。)を配置するものとする。

② 一時保育担当者の数は、一時保育事業の実施時間については、一時保育担当者を満1～5歳児3人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。

③ 配置する一時保育担当者の半数以上は、保育士の資格を有する者とする。それ以外の者は都道府県の実施する子育て支援員研修（地域保育コース）を修了した者とする。

(5) その他の職員

乙は(1)から(3)までの職員のほか、必要な事務職員等を配置することができる。

(6) 職員の人事について

① 乙は、配置する上記(1)、(2)及び(3)に掲げる職員及び選任する(4)に掲げる職員については、予めこども家庭センターに報告するものとする。

② 職員を変更する場合は、こども家庭センターに報告するものとする。

8. 職員の勤務条件等における法令遵守

(1) 職員の勤務条件等については、労働基準法をはじめとする関係法令の規定する最低基準及び乙の定める就業規則を遵守する。

(2) 職員の健康診断については、労働安全衛生法に基づき、採用時及び年1回実施すること。

9. 光熱水費等の支払い

事業実施にあたり専有部分にかかる電気・地域冷暖房・上下水道及び通信や電話にかかる料金は各事業者もしくはパルテノン多摩の指定管理者からの請求に基づき乙が支払うものとする。

また、施設内定期清掃・設備保守点検は、専有部分に応じた面積案分により、パルテノン多摩の指定管理者が専有部分の面積案分により算出する請求に基づき乙が直接支払うものとする。

乙が設置した機器の保守に関する費用や委託した業務の料金については、事業者からの請求に基づき乙が支払うものとする。

10. 保険への加入

(1) 乙は、万が一の事故に備え、賠償責任保険及び火災保険に加入するものとする。

(2) 乙は、利用者及び職員の傷害保険に加入するものとする。

(3) 甲又はパルテノン多摩の指定管理者は、建物賠償保険、火災保険に加入するものとする。

11. 委託料

(1) 甲は、業務遂行に要する経費（以下「委託料」という。）として、契約金額の範囲内で乙に支払うものとする。

(2) 甲は、業務委託契約書約款第22条の規定に関わらず、委託料を概算払いにより支払うものとする。

(3) 乙は、この契約締結後速やかに、委託料の執行経費内訳書を甲に提出する。

12. 委託料の請求及び支払い

- (1) 委託料の請求及び支払いは、1年度を4半期ごとに区別し契約期間に応じて支払い事務を進めるものとする。
- (2) 甲は、乙の請求内容を審査し、適正であると認めたときは、委託料を乙に概算払いするものとする。

#### 13. 委託料の経理

- (1) 乙は、委託料の経理にあたっては、他の事業と区分して帳簿等を整備し、その執行状況等を記録するなど、その経理を常に明確にするものとする。
- (2) 乙は、前項の帳簿等を契約期間終了後、10年間保管するものとする。

#### 14. 委託料の精算

- (1) 乙は、契約期間終了後速やかに、委託料の執行状況を明記した精算報告書を甲へ提出するものとする。
- (2) 精算の結果、その額が委託料の額に満たないときは、精算額をもって委託料とし、精算額が契約金額を超えた場合は契約金額を委託料とする。

#### 15. 実費等の徴収

乙は、委託業務の一環として事業を行うとき、必要と認めたときは、甲と協議のうえ、利用者からその実費等を徴収することができるものとする。

#### 16. 一括再委託の禁止

- (1) 乙は、本委託業務の全部を一括して第三者に委任してはならない。
- (2) 乙は、業務の一部を第三者に委任するときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

#### 17. 秘密の保持

乙は、委託業務の遂行上知り得た情報を、法令等に基づき開示する場合を除き第三者に漏らしてはならない。なお、本契約の期間満了後又は解除された後も、同様とする。

#### 18. 個人情報の保護

- (1) 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び多摩市個人情報保護条例（平成11年多摩市条例第1号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 本契約における個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」による。

#### 19. 事業計画書

- (1) この契約締結後、乙は速やかに事業計画書を甲と協議のうえ提出する。
- (2) 乙は、各事業を開始する前に、事業計画書に基づきスケジュール等を甲と調整するものとする。
- (3) 事業計画書の様式については、別途指示する。

#### 20. 事業報告書等

- (1) 乙は、毎月10日までに、前月における運営状況を甲に提出する。
- (2) 乙は、年度終了後速やかに、年間事業報告書を作成し、甲に提出する。
- (3) 運営状況及び年事業報告書の様式については、別途指示する。
- (4) 乙は、事業の運用状況及び今後の事業運用並びに経費の執行状況及び今後の経費執行について、少なくとも4半期に1回は甲と協議・調整するものとする。

#### 21. 利用者等の安全確保

- (1) 乙は、利用者に事故があった場合には、医療機関への搬送並びに所管課への連絡等を速やかにかつ誠意をもって対応するものとする。
- (2) 甲および乙は、定期的な施設の安全確認を行う。
- (3) 乙は、特に遊具等の備品については、衛生保持に努め、常に破損の有無を確認し、利用者の事故がないような環境を整備するものとする。
- (4) 乙は、甲もしくはパルテノン多摩の指定管理者が策定する防災計画に基づき防災組織の一員として行動するものとする。
- (5) 乙は、事業実施場所における災害時等の事態に備え、対応マニュアルを作成するとともに、定期的に訓練を実施すること。

#### 22. 虐待等への対応

乙は、児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号）等に基づき、虐待を受けたと思われる児童の早期発見及び通告に対する適切な対応を行なうとともに、必要に応じて関係機関との連絡を図るものとする。

#### 23. こども性暴力防止法及び職員による虐待行為等への対応

乙は、「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）（令和6年法律第69号）による適切な取組を行うこと。

また、職員による虐待行為を見逃さず未然防止に努める必要から、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（こども家庭庁・文部科学省）」を参照し適切な対応を行うものとする。

#### 24. 広報対応

乙は、妊婦、子どもやその保護者等に本事業を周知するため、広報活動を行うものとする。

広報活動にあたっては広く活用されている媒体を使用するなど、子育て家庭が安易に情報を受け取れるような工夫を行うこと。

## 25. 物品等の管理

- (1) 本契約の受託に際し、甲から貸与される物品等について、乙は善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- (2) 利用者による物品等のき損又は滅失に係る 1 件 5 万円未満の軽微な修繕等については、乙が業務の範囲内で行うものとする。なお、当該金額を超える修繕となる場合、又は明らかに利用者による故意又は重大な過失に基づくき損で、利用者に対し損害賠償を求めるべきと判断される場合には、甲と乙で別途協議を行うものとする。

## 26. 施設利用上の留意事項

- (1) パルテノン多摩の施設管理は甲もしくは甲の指定する指定管理者の責任で行うものとする。
- (2) 乙は、パルテノン多摩の施設使用にあたり、物品等を配置するとき又は改修等が必要となるについては、必ず甲に事前に相談し、許可を得たうえで行うものとする。

## 27. パルテノン多摩施設管理者との連携

乙は、委託期間中パルテノン多摩施設管理者と連携して事業を実施するものとする。

## 28. 原状回復義務

乙は、本契約の期間が終了した場合又は本契約の解除に至った場合は、当該施設及び設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

## 29. 業務の引継ぎ

乙は、本契約の期間が満了した場合又は本契約の解除に至った場合、甲又は甲が指定する者に対して委託業務、書類等を適切に引き継がなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

## 30. 購入物品の帰属

乙が本契約の委託料から支弁して購入した物品（本体の価格 3 万円以上のもの）のうち、本契約に定める各事業の用に供するものについては、本契約の期間が満了した場合又は本契約の解除に至った場合の業務の引き継ぎを行う際に引き継ぎ物品に含め、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

## 31. 自主事業

- (1) 乙は、パルテノン多摩において、本標準要求書に定める受託業務のほか、自主事業を実施することができる。

- (2) 乙は、自主事業の実施に際しては、甲と協議のうえ自主事業計画書を作成提出し、甲の承認を得るものとする。
- (3) 自主事業に要する経費は本標準要求書 11 に規定する委託料には含まないものとし、本標準要求書 13 に規定するとおり、委託料とは別に経理するものとする。

## 32. 協議

本標準要求書の解釈について疑義が生じた時、又は記載されていない事項は、双方が誠意を持って協議して定める。